

子ども・若者総合相談窓口について

1 目的

子ども・若者育成支援法に基づき、「子ども・若者総合相談窓口」を開設し、社会生活を営む上での困難を有する、子ども、若者とその家族等を対象に、相談窓口での支援、情報提供等を行う。

2 開設時間

月曜日～土曜日（水曜日を除く。） 10時～18時
日曜日、祝日 10時～17時

3 開設場所

中央青少年活動センター内

4 実施体制

子ども・若者育成支援に関連した業務に従事した経験のある者を従事者とし、開設時間中、常時対応できる体制をとること。

5 対象者

39歳までの子ども、若者とその家族等

（参考）相談実績

令和7年度…716件

令和6年度…503件

令和5年度…578件

6 実施方法

- ・ 対面、電話、オンラインのいずれかの方法により相談支援を行うとともに、相談内容に応じて、適切に、専門相談窓口や関係機関の情報提供及び橋渡し等を行うこと。
- ・ また、中央青少年活動センター内に開設することを活かし、子ども・若者総合相談窓口の開設時間外においては同センターで対応にあたるなど、連携して支援を行うこと。

7 相談実績

月毎に本市に、件数及び相談内容等について報告すること。

8 資質向上

本業務に携わる者に対し、勉強会や研修会を実施し、業務水準の維持、向上に努めること。

9 その他

業務の実施に当たっては、本市と十分に協議を行うこと。